

これまでの議論の整理（案）

第四次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

- 家庭・地域においては、図書館数が過去最高となり¹、児童室を有したり²、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館の増加³、オンライン閲覧目録の導入率の上昇⁴など読書環境の充実は年々図られているところであるが、児童用図書の貸出冊数が減少している⁵。
- 学校においては、司書教諭の発令や学校司書の配置は進んでいる一方⁶、全校一斉の読書活動を行う学校の割合が減少傾向にあり⁷、子供の読解力にも課題が指摘されている⁸。

1 文部科学省「社会教育統計」によると、図書館数（平成30年3,360館、令和3年3,400館）平成30年度調査（平成30年10月1日現在）※令和3年度調査（令和3年10月1日現在）（令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定）

2 文部科学省「社会教育統計」によると、児童室を有する図書館（平成27年2,119館、平成30年2,176館）※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）

3 文部科学省「社会教育統計」によると、読み聞かせ等を行うボランティア登録制度を設けている図書館（平成27年2,316館、平成30・令和3年2,386館）※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）※令和3年度調査の数値は、中間報告であり、確定値の公表は、令和5年3月予定

4 文部科学省「社会教育統計」によると、オンライン閲覧目録（OPAC）導入率（平成27年：88.8%、平成30年：90.2%）※平成27年度調査（平成27年10月1日現在）、平成30年度調査（平成30年10月1日現在）平成30年社会教育調査のうち、図書館数3,360館中OPAC導入館は3,031館

5 文部科学省「社会教育統計」によると、児童用図書の貸出冊数（平成26年度約1億8,773万冊、平成29年度約1億9,730万冊、令和2年度約1億6,467冊）※平成27年度調査（平成26年度間）、平成30年度調査（平成29年度間）、令和3年度調査（令和2年度間）

6 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」によると、司書教諭の発令：12学級以上の学校（令和2年：小学校99.2%、中学校97.0%、高等学校93.2%）、11学級以下の学校（令和2年：小学校30.5%、中学校31.3%、高等学校34.9%）、学校司書を配置する学校の割合（令和2年：小学校68.8%、中学校64.1%、高等学校63.0%）

7 文部科学省「社会教育統計」によると、全校一斉の読書活動を行う学校の割合（令和元年度：小学校90.5%、中学校85.9%、高等学校39.0%、平成27年度小学校97.1%、中学校88.5%、高等学校42.7%）※令和2年度調査（令和元年5月現在）

8（読解力の低下）OECD生徒の学習到達度調査2018年調査によると、日本の読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置しているが、前回2015年調査から有意に低下している。他方、2000年～2018年の長期トレンドに関するOECDの分析によると、平均得点のトレンドに統計的に有意な変化がない国に分類されている。

基本的方針

- 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子供たちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。
- こうした子供たちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。子供たちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができる。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われる。
- 全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、学校、家庭、地域等が連携し、社会全体で子供の読書活動を推進する必要がある。

I 不読率の低減

- 子供の読書活動の意義を踏まえれば、全ての子供たちが本に接することができるようにすることが重要である。
- 子供の不読率について、平成 29 年度に、小学生 3%以下、中学生 12%以下、高校生 40%以下とし、令和 4 年度に、小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下とするという第三次基本計画における目標に対し、令和 3 年度、小学生 5.5%、中学生 10.1%、高校生 49.8%であり、目標とした速度での改善が図られていない。
- 新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された⁹。また、

⁹ 令和 2 (2020) 年 2 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示された。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）、高等学校（中等教育学校の後期課程

図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況は、子供の読書活動にも影響を与えた可能性がある。

- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て、34.4%から38.5%まで上昇したこと、特に、自宅学習の難しい小学校低学年、校種間移行を行った小6と中3で不読率が高まる傾向があったこと、本を読む時間を減らした一方で、マンガや雑誌を読む時間を増加した子供がいること等が指摘された¹⁰。
- 令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子供が増加したとの調査報告もあり¹¹、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。前述の学校図書館、図書館へのアクセスがしにくい状況も大きく影響していると考えられる。
- 自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動と連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も高い不読率と無縁ではないものと考えられる。
- 不読率の改善のために、学校図書館に関するオリエンテーションの実施等、小学校の低学年、学校種の移行した学年に着目した取組の強化や、体験活動等と連動した取組の充実に努めることが望ましい。また、小学校1年生の読書活動に就学前の読み聞かせの頻度が影響を与えており、就学前の読み聞かせの推進が図られることが重要である。

を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に対して、令和2(2020)年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業が要請された(令和2年2月28日文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」。その結果、令和2(2020)年3月16日時点で、小学校、中学校、義務育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の、公立98.9%、国立100%、私立97.8%が臨時休業を実施した。

10 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)濱田秀行氏発表

なお、本を読むこととマンガや雑誌を読む子をトレードオフの関係になく、本をよく読む児童生徒はマンガもよく読んでいる傾向があることが示された。

11 同上

- 高校生の不読率の改善は、第四次基本計画において、主要な課題に位置付けられたが、これまで、高校生の不読率は、小学生、中学生に比して、高い状況が続いている。
- 第四次基本計画では、読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると分析し、前者には発達段階に応じて読書習慣の形成を一層効果的に図り、後者には読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要があるとした。
- 高校生の不読率は、数値目標を達成してはいないが、一貫した上昇傾向にあるわけではない。こうした状況を踏まえ、現行基本計画の基本的な方針を維持し、乳幼児期から中学生までの読書活動の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心をもてるような取組を充実させていくことが望ましい。

Ⅱ 多様な子供たちの読書機会の確保

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している¹²。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている¹³。日本語指導を必要とする児童生徒も増加し¹⁴、相対的貧困状態にあるとされる子供も一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの存在も明らかになっている。読書活動に当たっても、こうした子供たちの多様性を受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。

¹² 文部科学省「学校基本調査」等によると、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。

¹³ 米国等においては「ギフテッド教育」として、古典的には知能指数の高さなどを基準に領域非依存的な才能を伸長する教育が考えられてきたが、近年ではこれに加え、領域依存的な才能を伸長する教育や、特異な才能と学習困難とを併せ持つ児童生徒に対する教育も含めて考える方向に変化している。

¹⁴ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」によると、令和3年度の日本語指導が必要な児童生徒数は58,307人となっている。

- 全ての子供たちの可能性を引き出すために、個別最適な学び、協働的な学びに資するような読書環境を整備し、読書機会の確保に努めることが求められる。そのためには、障害のある子供のためのアクセシブルな書籍及び電子書籍の充実、外国人の子供等のための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠である。

Ⅲ デジタル社会に対応した読書環境の整備

- GIGA スクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力、情報活用能力を育むとともに、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、子供たちの健康等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX¹⁵を念頭に置く必要がある。

Ⅳ 子供の視点に立った読書活動の推進

- 読書活動の推進に当たっても、子供が、それぞれ、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等、様々な方法で子供の意見聴取の機会を確保し、多様な子供の意見を取組に反映させる等、子供に視点に立った読書活動の推進を行うことが重要である。
- 子供同士の協働的な活動を重視することで、子供が主体となって進める取組を促進することができる。

15 図書館における「DX」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基に サービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。（第4回有識者会議、野末俊比古発表資料）

子供の読書活動の推進体制等

- 国は、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子供の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める必要がある。
- 都道府県は、国の策定した基本計画を基本とし、当該都道府県における子供の読書活動の推進状況等を踏まえ、当該都道府県における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県推進計画」という）の策定、市町村は、国の策定した基本計画及び都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下、「市町村推進計画」という）の策定に努める必要がある（推進法第9条第1項及び2項）。
- 平成18年度末までに、都道府県推進計画策定率は100%に達した。令和3年度末時点で、市における推進計画策定率は、93.9%、町村における推進計画策定率は、74.4%となっている。第三次基本計画では、平成29年度末までに、市100%、町村70%以上を目標とし、国及び都道府県は、策定促進に努めるとされたところ、令和元年度、町村においての数値目標は達成された。
- 次期基本計画において、新たな数値目標として、国及び都道府県は、令和9年度までに、市100%、町村80%以上となるよう、支援・助言等を通じ、引き続き、市町村推進計画策定の促進に努めることが期待される。また、計画の評価を行うことで、より効果的な推進につながるため、国、都道府県、市町村ともに、評価を着実に行うことが望ましい。
- 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める必要がある。

I 市町村の取組等

- 市町村は、子供の読書活動を推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、保育所、認定こども園、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める必要がある。
- 市町村推進計画を策定していない市町村は、策定に努める。既に策定している市町村は、国の基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うことが望ましい。

II 都道府県の取組等

- 都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、保育所、認定こども園、学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制整備に努める必要がある。
- 都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める必要がある。
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子供に着目した読書活動の推進等についても考慮し、市町村と連携しつつ、関連施策の実施に努めることが求められる。
- 基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める必要がある。

III 国の取組等

- 国は、基本計画に基づく施策を推進するため、文部科学省等が中心となって、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び

市町村相互の連携の更なる強化を図る必要がある。

- 国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、国は、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図るとともに、子供の読書活動に関するデータ、優良事例等の収集・分析・提供、助言等を行い、都道府県、市町村の取組等を支援することが望ましい。
- ICT を活用した子供の読書活動に関連した取組、市町村計画の策定状況、本を読まない子供たちの詳細な状況、読書活動の推進に携わる校長等の学校管理職及び教員、学校司書、司書等の人材育成、多様な子供の読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握と分析に努めるとともに、自治体、学校、図書館等の先進的な取組事例を全国に共有し、新たな形態の取組を支援することも重要である。
- 図書館の健全な発展に資することを目的として、平成 24 年に策定された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下、「望ましい基準」）について、昨今の社会の変化や ICT の急速な発展等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することが期待される。

子供の読書活動の推進方策

I 共通事項

○子供の読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

1 連携・協力

- 多様な子供の読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。
- 学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間、児童館、公民館等を含む関連する機関との連携・協力体制を強化することは極めて重要である。
- 限られた図書等を有効に活用するために、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが望ましい。例えば、国は、障害者が図書館を利用しやすくするために各館の資源の共有や人材の交流等を行うためのコンソーシアムを構築しており、こうした取組を引き続き推進していくことが望まれる。
- 図書館等の DX の進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みが構築されることが期待される。このため、例えば、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスの ID を一括で発行し、各学校の学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や感染症や災害発生などの非常時に登校できない児童生徒の自宅学習などを効果的に行えるようにする取組等を、国が、積極的に促していくことが望まれる。
- 子供の読書環境をより充実させるため、読書に関連する施設が連携・協力することは不可欠であり、国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要

がある。また、家庭、保育所、認定こども園、学校、図書館等に加え、例えば、公民館図書室等、児童館、国立国会図書館、大学図書館等、特質を踏まえ、効果的に連携・協力することが有効である。

2 人材育成

○急速に変化するデジタル社会に対応し ICT を効果的に活用し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)や計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子供たちの個別最適及び協働的な読書環境を実現させるために、教員、保育士、保育教諭、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村、図書館等、関連機関は研修その他の適切な措置を講ずることが望ましい。

○司書及び司書補の研修等

国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める必要がある。さらに国が実施する各講習については、希望者については、オンラインで全課程を受講することができるよう改善を図ることが期待される。

○司書教諭及び学校司書等の研修等

- ・司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。
- ・教員を対象とした研修機会の充実のみならず、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。
- ・各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことができる

3 普及啓発

○子供の読書活動の推進のために、普及啓発活動を行うことが望ましい。

○子ども読書の日

- ・「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。
- ・このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されることが重要である。
- ・国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図ることが望ましい。

○優れた取組の奨励

- ・国が、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深めることが期待される。
- ・子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図ることが重要である。また、新たに幼稚園、保育所、認定こども園等も対象とすることで、現場での活動に対するモチベーションにつながることを期待される。
- ・国が行う奨励に当たっては、基本的方針で述べた、①不読率の低減、②多様な子供たちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子供の視点に立った読書活動の推進の各項目を重視するとともに、読書習慣の形成に資する取組の奨励を図ることが期待される。

4 発達段階に応じた取組

- 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。

○読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘がある¹⁶。

○各取組に当たっては、こうした傾向を踏まえつつ、出生後からの切れ目ない読書活動の推進を目指すとともに、前述した不読率の状況を勘案し、学校種間の移行した学年にも配慮することが重要である。

① 就学前の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、

16 「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」（平成30年3月）

知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

5 子供の読書への関心を高める取組

○子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりをこれまで以上に一層生かし、子供同士で本を紹介したり話し合いや批評をしたり、協働的な活動の実施が有効と考えられる。こうした活動は、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができるといった効果が期待できる。

○こうした読書推進の既存の取組に、ICT を効果的に活用することで、読書活動を、子供たちにとってより身近で、魅力あるものとする可能性がある。

・読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

・ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

・お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

・ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

・書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。

・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。

・外国語と連携した取組

例：多言語お話し会

Ⅱ 家庭

○子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第6条にあるように、保護者は、子供の読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。

- 家庭内でできることとして、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子供が読書に親しむきっかけを作ることや、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることなどが考えられる。
- 家庭における読書活動が進むよう、保育所、認定こども園、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援が行われることが重要である。
- 読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが望ましい。例えば、以下のような取組が挙げられる。
 - ・保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
 - ・読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
 - ・お薦め本、家庭における読書等に関する情報提供
- 乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」は、多くの地域で実施されている。こうした地域の特性を活かした取組を推進させることが望ましい。

Ⅲ 地域

- 地域における、子供の読書活動の推進主体として図書館に焦点を当てる。

1 図書館の役割・取組

- 図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子供の読書活動の推進に努めることが期待される。貸出等の基本的なサービスを行うとともに、子供の読書推進に関連して、主に以下のサービス等を実施する。

① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

② 児童・青少年に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

③ 障害児に対するサービス

点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

④ 日本語を母語としない子供・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

⑤ 図書館への来館が困難な子供・保護者に対するサービス

宅配サービスの実施

⑥ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供

⑦ 多様な学習機会の提供

子供の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努める。

⑧ 運営状況に関する評価

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

(多様な子供たちの読書機会の確保)

○読書バリアフリー法、読書バリアフリー計画、「望ましい基準」を踏ま

え、障害のある子供に対するサービスの一層の充実に求められている。

- 障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は約 94.7%に上るものの、録音図書を所有する図書館は約 21.6%、点字図書等を所有する図書館は約 45.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は約 75.7%に留まっている。
- 図書館は、アクセシブルな電子書籍（音声読み上げ対応の電子書籍、ダイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）、アクセシブルな書籍（点字資料、大活字本等）等の整備・提供に努める必要がある。そのためには、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を行う施設・団体等と連携、対応する図書館職員等の資質向上が望まれる。
- 日本語能力に応じた支援を必要とする子供の読書活動の推進のために、多言語対応のほか、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等の工夫をすることが求められる。
- 子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を実施に当たっても、多様な子供が参加できるよう、子供の特性や状況等を踏まえ、工夫することが望まれる。
- 読書に興味のない子供を含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるために、図書館において、絵画、工作、書道、スポーツ、ゲーム等、地域の子供が親しみやすい分野の講座や展示会、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して自然、文化体験等のイベント等を実施し、関連する図書紹介、図書館案内を取り入れることも有効である。

（デジタル社会等に対応した読書環境の整備）

- 図書館は、ICT を積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが望まれる。
- 現状として、図書館来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は 91.1%、オンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は 90.2%である。子供がより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館

でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要である¹⁷。

- 約1割の自治体が（全て又は一部の）公立図書館で電子書籍の貸出を行っており、約3割の自治体が公立図書館で電子書籍を貸出予定・検討している¹⁸。感染症の発生等による閉館中においても、子供の本へのアクセスを可能とするよう、多くの図書館で導入されることが望まれる。
- ホームページを開設している図書館は約93.1%、メールマガジンの配信は約11.7%、ソーシャルメディアの活用は約27.7%であり、いずれも増加している¹⁹。子供への情報提供についても、GIGAスクール等の進展を踏まえ、ICTを活用した情報発信を充実させることが望ましい。
- デジタル技術の進展により、図書館での手続きの効率化を通じ、子供やその保護者の利便性を高めることが望ましい。
- 国が、こうした各自治体の事例を広く全国に共有し、取組を促していくとともに、図書館職員のICT活用スキルを向上させるため、国が行う講習の内容の充実を図ることが重要である。
- 図書館のDX化をはじめ地域住民のニーズに対応した図書館の環境整備に当たっては、民間などの多様な主体と連携することが有効である。
- 政府全体として、公共施設等の整備・運営について、官民連携の取組を推進しているところ、図書館についても、例えば、公民館や博物館や飲食施設などとの複合化の取組などにおいて、活用されている事例が見られる。
- オンラインでの読み聞かせや読書会等な取組も行われており、著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえたオンラインの多様な取組が期待される。

17 平成30年度「社会教育統計」（文部科学省）

18 令和2年度「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）アンケート調査は令和2年12月実施。

19 平成27、30年度「社会教育統計」、

(子供の視点に立った読書活動の推進)

- 読書活動の推進のためには、子供から意見聴取する機会等を積極的に確保し、子供の視点に立ったサービスの改善や図書収集に努めるとともに、子供の目線に立った図書館環境デザインが望まれる。
- 現在の子供たちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っており、図書館においては、学校や学校図書館などの教育現場とも連携して、多様な子供の意見聴取の機会確保に積極的に努めることが重要である。

2 図書館における取組の促進等

(図書館の設置及び資料の充実)

- 我が国の図書館数は、令和3年現在、3,400館であり²⁰、昭和38年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率は、平成30年現在、都道府県立は100%、市立は98.7%であるが、町立は63.1%、村立は27.9%と²¹、町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。
- 子供の読書活動の促進するために、公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。
- 既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備の充実に努める。特に、児童室を設置している図書館の割合は約64.8%であり、引き続き、子供のためのスペース確保に努めることが望ましい²²。
- 公立図書館の図書館資料の整備については、国において地方交付税措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努めることが重要である。

²⁰ 令和3年度「社会教育統計」(文部科学省)

²¹ 平成30年度「社会教育統計」(文部科学省)

(司書及び司書補の適切な配置)

- 司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子供の読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子供の読書に関する保護者の相談への対応等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担っている。
- 公立図書館の職員の配置については、国において地方交付税措置が講じられているところであり、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努めることが重要である。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促すことが望まれる。

IV 学校

1 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが有効である。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることが望ましい。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の絵本の蔵書数に格差がある。保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、公立図書館等の団体貸出を利用する等、全ての子供がより多くの本にアクセスできる読書環境の整備に努めることが重要である。また、幼稚園、保育所、認定こども園等は、図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することも考えられる。
- 異年齢交流において小中学生が幼稚園、保育所、認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも有効である。

2 初等中等教育段階の学校等

(1) 役割・取組

- 子供が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく

上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定された（第 21 条第 5 号）。
- 学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置される。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。学校は、学校図書館法を踏まえ、「学校図書館ガイドライン」を参考に、その整備充実を図る必要がある。
- 「総合的な学習（探究）の時間」をはじめとする探究的な学習では、様々な事象について調べたり探したりする学習活動を行う上で、図書館等の豊富な資料や情報が有益である。教員や学校司書等が連携し、探究課題に対応した図書の実践や図書館等を利用した効果的・効率的な情報収集の方法について積極的に発信することは、読書活動の推進に資すると考えられる。

（多様な子供たちの読書機会の確保）

- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業期間等にも開館し、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

- 児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、多様な児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料）を整備・充実させる必要である。
- 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準である学校図書館図書標準の達成した学校の割合は、令和元年度末（平成27年度末）：小学校71.2%（66.4%）、中学校61.1%（55.3%）²³と上昇している。他方、特別支援学校の学校図書館図書標準について、小学部では15.5%、中学部において3.6%と著しく低い状況にある。
- 多様な図書の蔵書状況に関しては、令和元年度末時点で、電子書籍を所蔵している学校の割合は、小学校0.2%、中学校0.3%、高等学校1.4%、特別支援学校小学部2.8%、中学部2.5%、高等部2.4%となっている。外国語の図書を所蔵する学校の割合は、全体で64.3%となっている。
- 多様な子供に対応した読書活動の推進を実施するために、学校図書館は、学校図書館図書標準の達成率の充足のみならず、アクセシブルな電子書籍等を含む多様な図書を整備する必要がある。
- 新聞を配備している学校は、令和元年度末現在（平成27年度末）、小学校で56.9%（41.1%）、中学校で56.8%（37.7%）、高等学校で95.1%（91.0%）であるところ、²⁴引き続き、新聞配備の充実に努めることが重要である。
- 私立学校においても、学校図書館資料の充実が図られることが望ましい。
- 10分から15分程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施する全校一斉の読書活動は、全国2万6千校以上、小学校の90.5%、中学校の85.9%、高校の39.0%で実施されている。他方、どの学校段階においても実施校の割合が、平成27年度末と比較して、減少している。全校一斉の読書活動

²³ 平成28・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

²⁴ 平成28年度・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

は、本を読む習慣のない子供が本を手取るきっかけとなり、不読率の改善にも効果があると考えられる。

- 日本人学校においても、豊かな読書活動を体験できるよう、電子図書等を含む図書の整備や取組事例の紹介等を通じて、読書活動が推進されることが望ましい。

(デジタル社会に対応した読書環境の整備)

- 最近の研究では、一人一台端末の活用が定着した地域で、子供たちが、自らに最適な学びの形を選択し、各自のタイミングで即時に様々な情報源を扱う状況が生じるとの指摘がある²⁵。その際に、図書も学びのための情報源の選択肢の一つとして扱われる。こうした変化の中で、子供たちが、学校図書館、学校図書資料、読書活動をどのように捉えるかを分析し、子供たちの情報活用能力の育成に促すとともに、そのニーズに対応していくことが重要である。
- 多様な子供の個別最適で協働的な学びに資すよう、また、感染症の発生等による学校の臨時休業等においても子供の図書へのアクセスを可能とするよう、学校図書館のDXは極めて重要な課題である。
- 学校図書館図書情報をデータベース化し、他校の学校図書館や公立図書館等とそれをオンライン上で共有すること等により、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。学校図書館の蔵書のデータベース化の状況は、令和元年度末（平成27年度末）時点で、小学校で80.5%（73.9%）、中学校で79.3%（72.7%）、高等学校で92.2%（91.3%）であり、子供の情報の収集・選択・活用を円滑化するためにも、全ての学校で整備されることが重要である²⁶。
- 校内LANや配布された端末によって、学校図書館を含む学校内のどこにあっても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が実現し、児童生徒の調べ学習等がより効果的に行われることが期待される。

²⁵ 第3回有識者会議・高橋純氏発表

²⁶ 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」

- 令和2年12月の調査では、2%の自治体が（全て又は一部の）公立学校に電子書籍を導入していると回答した。また、約1割の自治体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討していると回答し、導入の課題として、66.9%が予算不足、31.7%が電子書籍に関する知識の不足と回答した。²⁷
- 学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行し、児童生徒は、配布された端末のホーム画面に設置されたアイコンから簡単にアクセスできるようにし、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本が提供されることで、電子書籍の活用が広がった事例がある。
- こうした学校図書館等のDXが、子供たちの健康等に配慮しつつ、教員、情報通信技術支援員（ICT支援員）等のICT等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進されるよう、国としても、引き続き先進事例の横展開を図っていくことが期待される。

（子供の視点に立った読書活動の推進）

- 児童生徒の意見聴取の機会を確保するとともに、図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことは、有効である。

（2）学校等における取組の促進等

（学校図書館資料の計画的整備）

- 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「学校図書館計画」という）に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、学校図書館図書の整備のために995億円（単年度199億円）、学校図書館への新聞配備のために190億円（単年度38億円）が計上されている。都道府県及び市町村は、第6次学校図書館計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成できるよう、学校図書館資料の計画的な整備に努める必要である。
- 国は、組織の枠を超えた関係者間の連携体制を構築し、読書バリアフリ

²⁷ 令和2年度 電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査（令和3年3月）（文部科学省）

一基本計画に基づく施策を効率的かつ効果的に推進するため、地域等において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な図書館や関係行政組織・団体等が連携した「読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、物的・人的資源の共有をはじめとした様々な読書バリアフリーの取組を引き続き促進することが期待される。こうした取組を通じ、学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指し、アクセシブルな図書・教材を効率的に製作、共有する仕組み等の検討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイトで公開することが望ましい。

(体制整備)

- 読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。
- 学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましい。
- 教育委員会に設けられた学校図書館支援センターが、学校図書館の運営支援、研修企画・運営等を行い、自治体における学校図書館全体の質的向上を図ることも有効である。
- 国が、表彰又は顕彰、優良事例等の収集・分析・提供等を通じ、都道府県、市町村の体制整備を支援することが重要である。

(司書教諭の配置)

- 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが重要である。
- 学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置し

なければならないこととされている。令和2年の時点で、司書教諭の発令状況は、小学校：69.9%（12学級以上の学校においては、99.2%）、中学校：63.0%（97.0%）、高等学校：81.5%（93.2%）となっている。

- 都道府県教育委員会は、司書教諭が発令されていない学校における発令の促進、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫し、司書教諭の役割等について理解増進等に努めることが望まれる。

（学校司書の配置）

- 司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならない（学校図書館法第5条）。
- 学校司書の配置状況は、令和2年の時点で、小学校：68.8%（平成28年：58.8%）、中学校：64.1%（58.0%）、高等学校：63.0%（66.6%）となっている。
- 公立小中学校等の学校司書を配置するための経費として、第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計2,400億円（単年度480億円）のうち、1,215億円（単年度243億円）が計上されている。都道府県及び市町村は、学校司書の更なる配置に努める必要がある。

V 民間団体

- 民間団体は、子供の読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子供が読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子供の自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。
- 全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う「読み聞かせ」、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われている。

- 地域レベルでは、約1万のグループにおいて、文庫活動、読み聞かせ等が行われている²⁸。
- 絵本専門士、認定絵本土等、読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等、様々な人々が読書活動に参画することで、多面的な支援が可能となる。
- 国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行うことが望ましい。
- 都道府県及び市町村は、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、奨励方策を講ずることが期待される。
- 図書館は、ボランティア登録制度の導入等により²⁹、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するように努める必要がある。

28 「全国読書グループ総覧」（公益社団法人読書推進運動協議会）2018年度版

29 ボランティア登録制度を有する図書館は2,386館。（令和3年度「社会教育統計」（令和3年10月1日現在）（文部科学省）